

国民年金

保険料の免除・納付猶予の制度があります

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受けられなくなったり、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるのが困難なときは、免除等の制度を利用しましょう。申請は、過去2年（2年1カ月前）までさかのぼれます。

保険料免除制度・若年者（30歳未満）納付猶予制度

第1号被保険者で保険料の納付が困難な場合、前年の所得状況などに応じて保険料が免除または猶予される制度です。本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得によって審査されます。

手続き期間	平成27年7月から平成28年6月まで
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・失業を理由とするときは、雇用保険被保険者離職票などの写し ・年金手帳（基礎年金番号がわかるもの） ・認印（自署のときは不要）

学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得の少ない学生の方で国民年金保険料の納付が困難な場合に、保険料の納付を先送り（猶予）できる制度です。

手続き期間	平成27年4月から平成28年3月まで
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証（写し）または、在学証明書（27年度発行のもので、在学期間がわかるもの） ・年金手帳（基礎年金番号がわかるもの） ・認印（自署のときは不要）

保険料の免除等の承認を受けた期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

■問い合わせ

町民課戸籍年金係 ☎ 85 - 6129
 または 米沢年金事務所 ☎ 0238 - 22 - 4220（自動音声）



日本年金機構 米沢年金事務所 平成27年度「移動年金相談日」

相談日	予約申込締切日
6月24日(水)	6月19日(金)
7月22日(水)	7月17日(金)
8月26日(水)	8月21日(金)
9月24日(木)	9月18日(金)
10月28日(水)	10月23日(金)
11月25日(水)	11月20日(金)

相談は予約制となっております。締切日までに町民課戸籍年金係にお申し込みください。

▼相談時間 午前10時～午後1時

※相談時間は30分です。

▼相談会場 中央公民館1階 文化実習室

※都合により館内別室に変更となる場合がありますので、ロビーの案内板でご確認ください。

■申し込み・問い合わせ

町民課戸籍年金係 ☎ 85 - 6129